

太田市酪農補助作業者派遣事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、休日のある酪農経営を目指すとともに、担い手不足を解消することを目的に、市内で酪農を営む者（以下「酪農経営者」という。）を対象として酪農ヘルパー利用組合（以下「利用組合」という。）が酪農補助作業者（以下「酪農ヘルパー」という。）を利用する事業に要する経費の一部に対し予算の範囲内で太田市酪農補助作業者派遣事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象経費)

第2条 補助金の対象となる経費は、酪農経営者が休日を取得するために酪農ヘルパーを利用する場合に要する経費とする。ただし、補助対象となる回数は、酪農経営者1人当たり年間10回を限度とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、酪農ヘルパーの利用1回につき4,000円以内を基準とし、年間利用回数の合算額とする。

(書類の整備等)

第4条 補助金の交付を受けた利用組合は、補助金に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該補助対象事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効の際現に補助金の交付の決定を受けた利用組合については、第4条の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２４年３月３１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２７年３月３１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３０年３月３１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年３月３１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年３月３１日から施行する。